

平成 27 年第 12 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 8 月 24 日 (月)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 8 月 24 日 (月) 午前 9 時 30 分	
	閉 会	平成 27 年 8 月 24 日 (月) 午前 11 時 10 分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出 席 委 員	二見吉康・清胤祐子・池野博文	
	欠 席 委 員	河野義文・正山幸夫	
職 務 に よ り 会 議 に 出 席 し た 者	次長	國本育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	片山豊和	
	主幹	沖本直樹	
	主幹	萩原英子	
会 議 に 付 し た 事 件 及 び 採 決 結 果	議案第 17 号	平成 28 年度使用中学校教科用図書の採択について	原案可決
	議案第 18 号	著作教科書学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について	原案可決
報 告 協 議 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 26 年度広島県生徒指導上の諸問題集計について 2 教職員の交通安全及び服務規律の徹底について 3 その他 		

【 議 事 録 】

日程第 1、開会

教育長)

定刻になりましたので、平成 27 年第 12 回安芸太田町教育委員会会議を開催いたします。
(午前 9 時 30 分開会)

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

清胤委員)

日程第 3、議事の「議案第 17 号 平成 28 年度使用中学校教科用図書の採択について」、「議案第 18 号 著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」、教科書採択は、採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正に行われる必要があります、開かれた採択が求められてはいますが、円滑な採択を進めていくためには、静謐な採択環境が必要であると考えます。したがって、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

しかし、審議内容の会議録の公開については、文部科学省や県教育委員会の指導もありますので、速やかに行うべきと考えます。

また、その他の項目にあります補正予算案についての意見聴取は、正案となる前の内部検討のため協議するものですので審議の非公開が適当ではないかと思えます。

教育長)

他にご意見はございませんでしょうか。

(な し)

教育長)

それでは、ただいまの清胤委員の発議について、採決いたします。

お諮りします。「議案第 17 号 平成 28 年度使用中学校教科用図書の採択について」、「議案第 18 号 著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」及び予算案についての意見聴取は、その審議を公開しないこととすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

教育長)

挙手全員と認めます。したがって、本日の議題は、日程第 3 議事及びその他の項目にあります予算案に関する協議を公開しないで審議することといたします。

日程第 2、教育長報告をお願いします。

教育長)

報告・協議資料により報告をさせていただきます。

報告・協議資料 p 1 により説明する。

ご質問はございますか。

(な し)

それでは、日程第4、報告協議の1を事務局から説明してください。

沖本主幹)

資料2ページをお開きください。平成26年度広島県生徒指導諸問題の集計について説明させていただきます。

平成22年度からの推移が示されておりますが、平成25年と比べ、暴力行為については、平成25年と比べ、小学校で373件から540件に増加、中学校で891件から849件に減少、高等学校においても減少となっております。小学校での増加が特徴となっております。いじめの認知件数については、小学校で529件から480件に減少、中学校で414件から392件に減少、高等学校についても減少となっております。不登校児童生徒数については、小学校で644人から715人に増加、中学校では1,985人から2,019人に増加となっております。高等学校については長期欠席者数として示されています。3ページ、4ページでは、県内各市町の数値が記載されています。安芸太田町については、小学校の暴力行為、いじめの認知件数、中学校の暴力行為、いじめの認知件数、不登校生徒数で平成25年度を上回っています。また1000人あたりの発生件数でも非常に高い数値となっております。

このことについては、生徒指導実践指定校を中心にしっかりと児童の状況を把握し、カウント・報告をしてきた結果と捉えています。

(町内の事案について概略を説明する。)

いじめを認知した件については、現在すべて解消をされています。いじめの認知件数が増えないようにすることではなく、きちんと認知件数として挙げていくことで解消のための取組を確実に行っていくことが重要であり、国や県からも指導をされているところでございます。引き続き、未然防止の取組を続けるとともに問題をあいまいにしたり、見逃したりすることのないように指導をしてまいりたいと思います。

清胤委員)

いじめの認知件数に関してですが、誰もが人間である限り完全ではないので、意地悪をしたり、人と比べたりということはあるのが人間だと思います。それを認めるということは児童生徒にとっても教職員にとっても、大事なことだと思います。認知件数が多いということは悪いことではなく、むしろ良いことにつながると説明を聞いて納得しましたし、いじめを放置しておくのではなく指導して解消していく。それでもまた次のいじめを認知し、指導して解消しなければならぬ。この繰り返しで人間関係力が育ってくると思うので、いじめを隠さず見つけ指導して解消するというのを繰り返していくことが大切なのだと思います。そういう意味で適切な指導がなされていると思いました。そして、このことが不登校の取組にもつながっていくべきだと思いますので、不登校児童生徒についても丁寧に粘り強く指導してもらいたいと思います。

教育長)

よろしいでしょうか。では、2の教職員の交通安全及び服務規律の徹底についてお願いします。

沖本主幹)

(平成27年8月17日付 記者発表資料により2件の懲戒処分を説明する。)

教育長)

町内においても先日交通違反や追突事故があったところです。来月、山県署から警察官を講師に招いて教職員の交通事故防止研修を計画しています。

その他の項目として、町長から予算に関して意見聴取の要請がありましたので、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長)

安芸太田町平成 27 年度一般関係補正予算第 3 号のうち教育費関係予算について、資料 3 により説明させていただきます。

(非公開で審議を行う。)

教育長)

確実に年度内に工事が完了するようお願いしたいと思います。

次に非公開の扱いの 2 つ目として、議案第 17 号、議案第 18 号について説明をお願いします。

沖本主幹)

「議案第 17 号 平成 28 年度使用中学校教科用図書の採択について」は、来年度中学校で使用する教科書の採択をご検討いただくこととなります。

「議案第 18 号 著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」は、特別支援学級で使用する教科書の採択であり毎年行うものです。各学校で選定委員会を開催し、そこで作成された理由書をもとに教育委員会事務局において議案を作成させていただいております。議案と資料 2 の理由書を見ていただき検討をお願いします。

それでは来年度、中学校で使用する教科書の採択について説明いたします。議案について種目ごとに発行者が記載されたものを一覧表にしております。また、山県教科用図書採択地区協議会の採択理由書及び発行者一覧を資料として添付しております。

審議等の前に教科書採択の流れや今までの経過を説明いたします。

教科書は「～教科の主たる教材～」として定義されています。このことは「教科書の発行に関する臨時措置法」に記載されています。教科書の使用は学教教育法により義務付けられており、給与に係る費用は国が全額を負担し、無償で児童生徒に給与されているものです。当然ながら国が負担する費用は税金であり、給与事務・採択事務は公正に行われなければなりません。

教科書の使用期間は 4 年間です。昨年が小学校の採択年、本年度が中学校の採択年となります。教科書の採択は、県教育委員会が定めた採択地区毎に教育委員会が県教育委員会の指導・助言を受けながら、調査・研究を行い、採択年度の 8 月 31 日までに採択することとなっています。なお、山県採択地区は複数の町で構成されているため、協議会を設け、採択を行います。

町教育委員会は教科書採択を行うに当たり、選定委員会、調査員を設けます。選定委員会は調査研究の観点を決め、調査員へ調査研究の依頼をします。調査員は決定された観点に基づき、全ての発行者の教科書に対して調査研究を行います。その結果を選定委員会に報告し、選定委員会は調査員の報告を受け答申を作成します。協議会は作成された選定委員会の答申により、採択を行います。

一連の流れによる教科書の採択自体は安芸高田市・山県郡の両採択地区で別々に行いますが、調査員による教科書の調査研究は、調査研究の充実及び調査員の確保のため、共同で行うこととしています。安芸高田市、山県郡の調査委員が 6・7 月に調査を行い、調査した結果を山県郡の選定委員会へ 8 月 4 日に報告しました。その調査員からの報告を受け、選定委員会から 8 月 18 日に協議会へ答申されました。協議会では、山県地区の採択を行い、本日安芸太田町としての採択をお願いすることとなります。

それでは、種目ごとの採択理由を簡単に説明します。他者の教科書をご覧になりたい場合は

挙手をしてくださいれば持ってまいります。説明の後で質疑を受け、1種目ずつ投票をしていただきます。事務局が箱をもってまわりますので、記載された発行者のうち1者だけ丸印を付けて箱にお入れください。

それでは、国語について説明しますので、資料の採択理由をご覧ください。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

国語について質疑はございますか。

主体的に学習に取り組む工夫はどのようになっていますか。

沖本主幹)

読む、話す、聞くという活動で考えを広げ、その後で書くといった単元構成を取り入れるなど生徒が学習の見通しを持ちやすく、振り返りをしやすいように工夫されています。

教育長)

他に質疑はございますか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは国語について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして書写について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

書写について質疑はございますか。

日常生活に生かすとは例えば手紙の書き方などですか。

清胤委員)

大人でも参考になる内容であり、このようなことを学ぶのは大切だと思います。

沖本主幹)

書写に限らず他教科でも学んだことが日常生活で活用できるということを重視した内容となっています。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは書写について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして社会の地理的分野について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

社会地理的分野について質疑はございますか。

広島県や地域的なことが出ているところがありますか。廿日市市、尾道市、福山市が出ています。

清胤委員)

原爆ドームと電車も取り上げられていますね。広島県ではありませんが棚田も載っています。生徒の興味関心を高める写真が多く取り上げられていてよいと思います。

沖本主幹)

特に広島県のことのことを扱ったものが多いということは把握しておりません。他の発行者の教科書も準備しておりますのでどうぞご覧ください。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは社会地理的分野について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして社会の歴史的分野について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

社会歴史的分野について質疑はございますか。

清胤委員)

領土に関して記載はどうですか。

沖本主幹)

265 ページに尖閣諸島、竹島に関する内容が取り上げられています。

教育長)

他の教科書はどのようなになっているか見せてください。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは社会歴史的分野について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして社会の公民的分野について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

社会公民的分野について質疑はございますか。

清胤委員)

対立と合意というのは、まさに先ほどのいじめ解消の道筋だと思います。「『対立』から『合意』を繰り返し、社会は新しい活力を得て、発展していきます。」というのは今までにない表現だと思います。対立を避けるというよりも対立した後で話し合いを通して合意することですね。

沖本主幹)

現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として学習指導要領に記載されています。またグローバル化の進む現代社会では、いろいろな考え方の人と違った文化や価値観の中で多面的・多角的にもものを見ていくことも重要だとされています。

清胤委員)

効率と公正というのは、効率優先であった今までの戦後復興に区切りをつけて公正に重きを置くということなのでしょうか。

沖本主幹)

効率と公正は対立するものではなく、効率ということに公正という考え方を加えて様々な判断をしていく必要があるということです。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは社会公民的分野について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして地図について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

地図について質疑はございますか。

清胤委員)

少し幅が大きくなりましたが、以前からイメージが変わっていないのでほっとします。国境の線引きも昔とは変わったのでしょうか。

教育長)

国後、択捉も日本の国境の中に書いてあります。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは地図について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして数学について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

数学について質疑はございますか。

清胤委員)

数学の教科書に視力検査のランドルト環が載っています。これで比例の学習をするのはおもしろいです。生活と結びつきがよくわかります。着眼点が良いと思います。

教育長)

巻末に切り取って学習することのできるような工夫もされています。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは数学について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして理科について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

理科について質疑はございますか。

清胤委員)

問題集が別冊になってついているので、これを使って復習ができるのが良いと思います。その教科書も写真がとてもきれいです。

池野委員)

本当に素晴らしい写真が多いですね。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは理科について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして音楽について、一般と器楽と合わせて採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

音楽について質疑はございますか。

小学校ではアルトレコーダーも使うのですか。

萩原主幹)

小学校ではソプラノリコーダーを使います。音域が違うため、運指も変わってきます。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは音楽について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして美術について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

美術について質疑はございますか。

他の発行者では学年の構成はどのようになっていますか。1年生、2年生、3年生と別冊になっているものがありますか。

萩原主幹)

他の発行者では1学年と2・3学年の2冊の構成となっています。日本文教出版だけ2・3学年の教科書が上巻と下巻に分かれており、1学年と合わせて3冊構成になっています。

清胤委員)

和紙が使われている葛飾北斎の浮世絵のページがとても良いと思います。原寸大であることや手触りがとても良いです。

美術の授業時数はどのようになっていますか。

沖本主幹)

1年生では年間45時間です。2年、3年では年間35時間なので週あたり1時間です。学習指導要領では第2学年と第3学年は同じ目標、内容となっています。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは美術について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして保健体育について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

保健体育について質疑がございますか。

この教科書は3年間使うのでしょうか。

萩原主幹)

そうです。1冊の中で1学年の内容、2学年の内容、3学年の内容と分かれています。

清胤委員)

薬物が昔よりも種類が増えているのではないですか。薬物の危険性について詳しく記載されていて良いと思います。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは保健体育について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

続きまして技術・家庭科についてですが、技術分野と家庭分野を合わせて採択理由を説明い

たします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

技術・家庭科について質疑がございますか。

清胤委員)

マナーとか礼儀とかを記載されているところがありますか。箸の持ち方などは小学校でしょうね。

沖本主幹)

調理の仕方等は記載がありますが、食事のマナーについて特に取り上げた記載はありません。

池野委員)

技術・家庭科の時数はどのようになっていますか。

沖本主幹)

1・2学年が週あたり2時間、3年生では週1時間です。

教育長)

何か作るといっても時間が十分ではないので、必修の内容と選択になっている内容があります。

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは技術・家庭科について投票をお願いします。

(投 票)

沖本主幹)

最後に英語について採択理由を説明いたします。

(採択理由一覧により説明する。)

教育長)

英語について質疑がございますか。

清胤委員)

教科書に直接書き込めるようになっていて良いと思います。

教育長)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。それでは英語について投票をお願いします。

(投 票)

教育長)

全体を通して質疑はございませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。では、投票結果について事務局から報告してください。

沖本主幹)

投票の結果、各種目において得票の多かった1者を報告します。

(種目と発行者を発表する。) ←原案と同じ

教育長)

投票結果を発表してもらいましたが、山県教科用図書採択地区協議会から示されました採択結果と同じでした。確認はよろしいでしょうか。

お諮りします。「議案第17号 平成28年度使用中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声全員)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第17号 平成28年度使用中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決ということで報告させていただきます。

次をお願いします。

沖本主幹)

「議案第18号 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」は、平成28年度に特別支援学級で使用する教科書になります。文部科学省の検定教科書以外で使用する教科書は議案第18号に記載されているとおりでございます。資料2に筒賀小学校、筒賀中学校、加計小学校の理由書をつけておりますので、併せてご覧ください。

他の学校の特別支援学級につきましては、検定教科書を使用することとしています。

それでは、「著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による安芸太田町採択図書一覧」を読んで提案をさせていただきます。

(「著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による安芸太田町採択図書一覧」を読み上げる。)

この議案は、町としての採択になりますので、ご審議をよろしくをお願いします。

教育長)

ただ今の説明について、質疑がございますか。

池野委員)

この教科書は、特別支援学級の児童生徒一人一人に合わせたものが選ばれているのですか。

沖本主幹)

特別支援学級の児童生徒は一人一人学習の状況が個人によって違います。そのため、その子に合った教科書を選定してもらうために各学校において選定委員会を開き、資料2にあります選定理由書を作成してもらいます。検定外の一般図書の他、「星本」と言われております文部科学省が著作をしている教科書がございますのでそれを使用する場合があります。

教育長)

ここに記載されていない音楽などの教科については検定教科書を使われるということになります。

ご質疑があればお願いします。

(特になし)

教育長)

「議案第18号 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手と認めます。「議案第18号 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」は原案通り採択されました。

議案についてはすべて終了しましたが、委員の皆様から何かございますか。

では、次回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

教育長)

では、次回は9月24日 午前9時30分開会を予定します。

本日の平成27年第12回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前11時10分 閉会)

会議録署名委員

平成 27 年 8 月 24 日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員

会議録調整者